

株主各位

神奈川県高座郡寒川町一之宮六丁目1番3号

日東化工株式会社

取締役社長 坂下尚彦

第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面（郵送）により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

つきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同社の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）午後5時30分までにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県高座郡寒川町一之宮六丁目1番3号
当社 本社事務所3F会議室

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる座席が通常より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。また、当社役員につきましても、感染拡大リスクの低減及び会社の事業継続という観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみのお出席とさせていただく可能性があります。予めご了承のほど、よろしく願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項 第95期（自 2021年4月1日） 事業報告及び計算書類の内容報告の件
至 2022年3月31日

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役4名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件

以上

- ◎ 総会にご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ◎ 次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nitto-kk.co.jp>) に掲載しておりますので本招集ご通知の添付書類には記載していません。
 - ・計算書類の個別注記表
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。

＜株主様へのお願い＞

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nitto-kk.co.jp>) より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。また、会場入口付近で検温をさせていただきます。マスクを着用されない方、消毒液をご使用いただけない方、体温が37.5℃以上の方には会場への入場を原則お断りいただきますのでご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会会場において、役員及び運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・株主総会ご出席の株主様へのお土産を取り止めさせていただいております。何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における我が国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急事態宣言が再発出されるなど厳しい状況で推移いたしました。ワクチン接種の進行により経済の回復が期待されたものの、新たな変異株の感染再拡大が懸念されるなど、先行きは依然として不透明な状況となっております。

当社においても、自動車関連を中心に生産に回復の動きがみられたものの、今後の国内外の感染動向や、半導体不足による自動車生産への影響、さらには地政学的リスクの上昇や、原油をはじめとした資源価格の上昇等に引き続き留意が必要な状況となっております。

このような環境下、売上高につきましては、受注の回復等により前期比増収となりました。また、利益面におきましても、販売の増加等により前期比増益となりました。

その結果、当期の業績は売上高3,459百万円（前期比5.4%増）、営業利益60百万円（前期比59.4%増）、経常利益108百万円（前期比70.9%増）、当期純利益88百万円（前期比382.9%増）となりました。

当社の利益配分につきましては、業績に応じて行うことを基本としながら、今後の事業展開に備えるための内部留保の充実、配当額の中長期的な安定等を総合的に考慮して決定することとしております。

なお当期につきましては、当期業績及び上記基本方針をふまえて、1株当たり5円を予定しております。

(セグメント別の状況)

(コンパウンド事業)

ゴムコンパウンドにおける自動車関連を中心とした受注の回復に加え、樹脂洗浄剤スーパークリーンや導電性樹脂ECXにおいても売上が回復し、コンパウンド事業全体として前期を上回る売上高となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は、前期を58百万円上回る1,876百万円(前期比3.2%増)となりました。

(ゴム加工事業)

ゴムマットにおける受注回復や、ゴムシートにおける新規案件の受注等により、ゴム加工事業全体として前期を上回る売上高となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は、前期を118百万円上回る1,560百万円(前期比8.2%増)となりました。

(設備投資等の状況)

当期の設備投資は、省力化・品質確保・基盤整備等に実施いたしました。

当期の設備投資の内訳は、次のとおりです。

コンパウンド事業	42百万円	(前期比	64百万円減)
ゴム加工事業	30百万円	(前期比	7百万円減)
その他	1百万円	(前期比	0百万円増)
合計	73百万円	(前期比	70百万円減)

上記のほか、当期において主要な設備に重要な異動はありません。

(資金調達の状況)

当期は金融機関からの借入金を返済したことにより、当期末の総借入残高は前期比220百万円減の1,220百万円となりました。

(2) 会社に対処すべき課題

今後の経済情勢におきましては、新型コロナウイルス感染拡大による経済への影響や、海外における国際情勢の動向等様々なリスクがあり、依然不透明な状況が続くものと予想されます。

このような事業環境下、当社は、自社の製品群個々の収益力を強化し、環境変化へ柔軟に対応できる収益体質の強化・確立を急ぐ必要がございます。

このためには、新中期経営計画で掲げた「低収益事業の販売縮小」「高

収益・成長事業の拡販・増販」「コスト構造の改善」の3つを基本方針として、各諸施策への取り組みを推進してまいります。

(1) 低収益事業の販売縮小

市場・顧客動向の変化に加えて、事業採算性を吟味し、利益率の低い製品については生産・販売の見直しを行い、余剰社内資源のうち、活用できるものを高収益・成長分野へ振り向け、当該事業の採算性向上を図ります。

(2) 高収益・成長事業の拡販・増販

コンパウンド事業及びゴム加工事業で重点注力すべき分野を定め、拡販・増販を推進し、事業の拡大を図ってまいります。また、これまでに培った開発・製造技術やノウハウを生かし、当社の独自の技術等の開発、発展等をより一層加速させる取り組みを積極的に進めてまいります。

1) コンパウンド事業

ゴムコンパウンドにおいては、従前からの大口受託偏重の業態を改革し、中小型案件を拡充し、特定の顧客動向及び市場環境の変化に耐えうる幅広い事業基盤を構築します。また、中小型案件の拡充においては、当社の主要株主である株式会社大阪ソーダとのネットワークを生かしつつ取り進めてまいります。

樹脂洗浄剤においては、従来からの安定した国内収益基盤を維持強化するとともに、東南アジア市場をターゲットに海外への積極的な展開をはかり、より一層の事業基盤の拡大を図ってまいります。

2) ゴム加工事業

シートにおいては、原料を社内品で供給確保できる強みを生かしつつ、国内外の協業も視野に入れながら、業界での更なるシェア拡大を図ってまいります。

マットにおいては、生産設備の改良及び要員体制を強化することにより、増産体制を構築し、業界での更なるシェア拡大を図ってまいります。

成形品においては、生産設備の有効活用を行い、新規顧客・用途向けへの拡販を推進してまいります。

(3) コスト構造の改善

業務効率化及び合理化設備投資を推進することによって、固定費の削減を実施し、外部環境変化へのレジリエンスを向上させます。

(3) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 92 期 (2018. 4～2019. 3)	第 93 期 (2019. 4～2020. 3)	第 94 期 (2020. 4～2021. 3)	第 95 期 (2021. 4～2022. 3)
売 上 高(百万円)	7,681	7,609	3,282	3,459
当 期 純 利 益(百万円)	184	152	18	88
1株当たり当期純利益 (円)	48.06	39.82	4.79	23.12
総 資 産(百万円)	6,447	6,113	5,929	5,983

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度(第94期)の売上高の金額については、当該会計基準等を遡って適用した場合の数値となっております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社、関連会社の状況

会 社 名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
湘南エヌティケー株式会社	10百万円	100.0%	ゴム、樹脂製品の販売及びゴム製品の施工

(5) 主要な事業内容(2022年3月31日現在)

当社は次の品目の生産、販売を行っております。

1. コンパウンド事業：ゴムコンパウンド、高機能樹脂コンパウンド、樹脂洗浄剤等
2. ゴム加工事業：シート、マット、成形品

(6) 事業所 (2022年3月31日現在)

本社 : 神奈川県高座郡寒川町一之宮六丁目1番3号

工場 : 湘南工場 (神奈川県)

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 当社の従業員の状況

	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
合計	149名	7名減	49.5歳	18.3年

② 部門別の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
コンパウンド事業	92名	4名減
ゴム加工事業	54名	5名減
報告セグメント計	146名	9名減
その他	3名	2名増
合計	149名	7名減

(注) 従業員数は、他社への出向者3名を含んでおります。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	860 百万円
株式会社横浜銀行	300
株式会社三井住友銀行	30
日本生命保険相互会社	15
明治安田生命保険相互会社	15

2. 会社の株式に関する事項(2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 15,000,000株
(2) 発行済株式の総数 3,840,000株(自己株式2,518株を含む)
(3) 株主数 2,631名
(4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
株式会社大阪ソーダ	1,200千株	31.27%
愛知タイヤ工業株式会社	201千株	5.25%
三菱ケミカル株式会社	190千株	4.97%
日東化工取引先持株会	130千株	3.40%
三菱UFJ信託銀行株式会社	95千株	2.48%
鈴木 隆 史	88千株	2.31%
平和株式会社	60千株	1.56%
松井証券株式会社	35千株	0.93%
野 口 弘	35千株	0.92%
日東化工従業員持株会	32千株	0.85%

(注) 持株比率は、自己株式(2,518株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(2022年3月31日現在)

代表取締役	(取締役社長)	坂下尚彦
取締役	(管理部所管)	楫野卓也
取締役	(株式会社INBプランニング代表取締役 艾思比橡塑科技(湖州)有限公司董事長)	稲葉芳久
取締役	(東洋合成工業株式会社社外取締役)	鳥井宗朝
監査役	(常勤)	大井克之
監査役	(東京税理士会税理士)	森本雄二
監査役	(株式会社大阪ソーダ機能材事業部事業 企画部長)	横山和典

- (注) 1. 当期中に就任した取締役は、次のとおりであります。
- 取締役 鳥井宗朝
鳥井宗朝氏は、2021年6月24日開催の第94回定時株主総会において取締役に選任され、就任いたしました。
2. 当期中に退任した取締役は、次のとおりであります。
- 取締役 寺田健志
取締役 寺田健志氏は、2021年6月24日開催の第94回定時株主総会終結の時をもって、任期満了のため退任いたしました。
3. 取締役 稲葉芳久及び鳥井宗朝の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 当期中に就任した監査役は、次のとおりであります。
- 監査役 横山和典
横山和典氏は、2021年6月24日開催の第94回定時株主総会において監査役に選任され、就任いたしました。
5. 当期中に退任した監査役は、次のとおりであります。
- 監査役 二村文友
監査役 二村文友氏は、2021年6月24日開催の第94回定時株主総会において辞任により退任いたしました。
6. 監査役 大井克之及び森本雄二の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお当社は森本雄二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 監査役 森本雄二氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 重要な兼職の状況(2022年3月31日現在)

氏名	法人名	役職
稲葉芳久	株式会社I N Bプランニング	代表取締役
	艾思比橡塑科技(湖州)有限公司	董事長
鳥井宗朝	東洋合成工業株式会社	社外取締役
森本雄二	東京税理士会税理士	—
横山和典	株式会社大阪ソーダ	機能材事業部事業企画部長

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする内容の責任限定契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、取締役及び監査役の実務、または会社であり、会社が保険料の全額を負担しております。当該保険契約により、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等には填補の対象としないこととしております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の総額

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は、取締役については1992年6月26日であり、決議の内容は報酬限度額の上限額を月額10百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与等相当額は含まれておりません。)とするものです。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名です。また、監査役については1982年6月28日であり、決議の内容は報酬限度額の上限額を月額2百万円以内とするものです。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名です。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会での協議により決議された決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

- a. 基本報酬に関する方針
担当業務及び功績、会社業績等を勘案し、報酬限度額の範囲内において決定するものです。
- b. 業績連動報酬等に関する方針
該当事項はありません。
- c. 非金銭報酬等に関する方針
該当事項はありません。
- d. 報酬等の割合に関する方針
該当事項はありません。
- e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針
月額報酬の支給期間は毎月1日から月末までとし、毎月定額が支払われます。
- f. 報酬等の決定の委任に関する事項
当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役社長の坂下尚彦氏であり、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、会社業績及び職責や成果を反映するとともに過去の支給実績等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。
- g. 上記のほか報酬等の決定に関する事項
該当事項はありません。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支払人員	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	4名 (2名)	26百万円 (6百万円)
監査役 (うち社外監査役)	2名 (2名)	11百万円 (11百万円)
合計 (うち社外役員)	6名 (4名)	37百万円 (17百万円)

- (注) 1. 上記の報酬等の総額には、当事業年度における役員退職引当金繰入額5百万円(取締役1名に対して4百万円、監査役1名に対して1百万円)が含まれておりません。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与等相当額は10百万円でありません。
- ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

① 社外取締役

イ. 社外役員に関する他の法人等の兼職状況(2022年3月31日現在)

氏名	法人名	役職
稲葉 芳久	株式会社 I N B プランニング	代表取締役
	艾恩比橡塑科技(湖州)有限公司	董事長
鳥井 宗朝	東洋合成工業株式会社	社外取締役

- (注) 1. 株式会社 I N B プランニングと当社との間には、製品の仕入に関する取引関係があります。
2. 艾恩比橡塑科技(湖州)有限公司及び東洋合成工業株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席の状況	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
稲葉 芳久	取締役会 100% (9回中9回)	他社における長年の経験と知見から適宜発言を行っております。また、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から当社経営への監督を客観的に行っております。
鳥井 宗朝	取締役会 100% (7回中7回)	

(注) 鳥井宗朝氏につきましては、2021年6月24日に当社取締役に就任した後、当期中に開催された取締役会の出席状況及び活動状況を表示しております。

② 社外監査役

イ. 社外役員に関する他の法人等の兼職状況(2022年3月31日現在)

氏名	法人名	役職
森本 雄二	東京税理士会税理士	—

(注) 東京税理士会と当社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席の状況		主な活動状況
大井 克之	取締役会 100% (9回中9回)	監査役会 100% (9回中9回)	監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行うとともに、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、提言を適宜行っております。
森本 雄二	取締役会 100% (9回中9回)	監査役会 100% (9回中9回)	

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

区 分	名 称
会計監査人	EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりであります。

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	19,750千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,750千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任する方針です。

また、会計監査人が日本の監査基準及び国際監査基準の双方に照らして適格性及び信頼性において問題があると判断したときは、会計監査人を再任せず、他の適切な監査法人を選定して会計監査人選任議案を株主総会に諮る方針です。

5. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の定めた「企業倫理憲章」及び「コンプライアンス行動規範」を当社及び当社の子会社(以下「当社グループ」という)におけるコンプライアンスに関する基本規程とする。

取締役会が、取締役会規則その他関連規程に基づき、経営上の重要事項について意思決定を行うとともに、相互にその職務執行の監視・監督にあたる。監査役及び監査役会が「監査役監査基準」等に基づき、取締役会その他の重要会議への出席、各執行部門の個別業務監査等を通じて、取締役の業務執行について監査を行う。

財務報告の信頼性を確保するための内部統制体制を整備し、その適切な運用・管理にあたる。

取締役会は、コンプライアンス推進関連の諸規則、体制、啓発・教育プログラム、ホットライン運用・管理の適正性・有用性を見直しを定期的に行う。

当社のコンプライアンス諸規定に基づき、環境・安全・品質を含めた当社グループにおけるコンプライアンスの確保、推進を図るとともに、その運用状況を「コンプライアンス委員会」において定期的に確認する。また、当社「コンプライアンス・ホットライン」を活用し、遵守違反事項の早期発見と未然防止に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び定款、その他規則等に基づき、取締役会その他重要な会議の議事録、重要な稟議書、重要な契約書、その他取締役の職務の執行状況に関わる文書を保存・管理し、取締役及び監査役が求めたときはいつでも当該文書を閲覧に供する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役が直轄する「リスク管理委員会」を設置する。リスク管理委員会は、各部署並びに子会社が立案した保有リスクの対応策について審議を行うとともに、経営に関わる重大リスクや全社横断的なリスクについて把握を行い、その対応策について企画・立案を行う。代表取締役は定期的にリスク管理委員会を開催し、リスク対応策の進捗状況の確認、見直し等を行うとともに、重要なリスク対応策については、取締役会の承認を得る。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を2ヶ月に1回以上開催し、重要事項の決定並びに各取締役の業務の執行状況の監督等を行う。常勤取締役及び常勤監査役その他で構成する経営会議を、原則として毎週開催し、経営課題の事前検討を行うことにより経営効率を向上させる。

代表取締役は経営会議の場において、出席メンバーからの業務執行状況及び問題点の報告・提議に対し、出席メンバーの意見も聴取のうえ、対処方針・方策についての決定を都度機動的に行う。

⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

代表取締役は、子会社における経営上の重要事項については、関係会社管理要領に基づき事前の承認を行う。代表取締役は経営会議の場において子会社の予算審議を行うとともに、年2回業務執行状況の報告を受ける。子会社の監査役には原則として当社の常勤監査役が兼務し、当社の監査役監査基準に基づき、取締役会その他の重要会議への出席、各執行部門の個別業務監査等を通じて、子会社取締役の業務執行について監査を行う。

⑥ 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ監査役を補助すべき使用人を指名することができる。

当該使用人は、監査役から指示された職務に関して、取締役及び上長等の指揮、命令を受けない。

当該使用人の人事異動、人事評価及び懲戒処分は監査役会の同意を得たうえで行う。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する事項、報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、次の事項を遅滞なく報告する。

イ. 当社グループの経営及び事業運営に著しい損害を与える、または与えるおそれのある重要事項

ロ. 監査室が行う内部監査の結果

ハ. 内部通報制度による、またはその他の方法による内部通報の内容及び対処

上記に関わらず、監査役は随時、当社グループの取締役及び使用人に対して報告または書類の提出を求め、また重要と判断する会議に出席することができる。

当社は監査役に上記の報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

「監査役会規定」及び「監査役監査規定」を定め、これらに基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保する。

監査役は代表取締役、会計監査人と相互に意思疎通を図るため、定期的に意見交換を行う会合を開催する。

監査役は監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら、監査を実施する。

当社は監査役の職務について、合理的に生ずる費用の前払いまたは償還、その他当該職務の執行について生ずる費用または債務を監査役の請求に基づき速やかに支弁する。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方、及びその整備状況

当社グループは「コンプライアンス行動規範」において、社会の秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える個人、団体に関わるなど社会良識に反する行為を行わない旨を定めている。

また、外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集、管理を行っている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①コンプライアンス

コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、社内研修の実施や内部通報制度によるコンプライアンスの実効性向上に努めました。また、コンプライアンス委員会・リスク管理委員会において、問題の早期発見と改善措置を実施しております。

②リスク管理

毎月開催しているリスク管理委員会において、リスクのレビューを行い、企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策について検討し、情報の共有を図りました。

③財務報告に係る内部統制

財務報告に係る内部統制に関して、内部統制評価を実施しました。

④内部監査体制

当社の監査室が監査計画に基づき、当社の内部監査を実施しました。

⑤監査役監査体制

各監査役が監査計画に基づき、当社の監査を実施しました。また、監査役会(当期中に9回開催)のほか、監査室及び会計監査人も監査結果の報告等定期的に打合せを行い、相互連携を図りました。さらに、取締役会に出席して助言を行うことにより、監査の実効性と効率性の向上に努めました。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	3,164,228	流動負債	2,572,088
現金及び預金	527,181	支払手形	13,328
受取手形	467,232	買掛金	990,096
売掛金	1,353,461	短期借入金	1,190,000
製品	315,276	一年以内返済長期借入金	20,000
原材料	78,988	リース債務	2,947
仕掛品	58,790	未払金	80,705
貯蔵品	12,171	未払法人税等	59,027
前払費用	15,070	未払消費税等	16,877
未収入金	95,446	未払費用	55,070
その他の流動資産	240,609	預り保証金	58,031
		預り金	20,097
		賞与引当金	64,200
		設備関係支払手形	1,705
固定資産	2,819,667	固定負債	470,890
有形固定資産	2,721,448	長期借入金	10,000
建物	468,710	リース債務	2,701
構築物	63,057	退職給付引当金	440,172
機械及び装置	535,594	役員退職慰労引当金	10,450
車両及び運搬具	3,425	資産除去債務	7,566
工具・器具及び備品	66,971		
土地	1,575,872	負債合計	3,042,978
リース資産	5,458		
建設仮勘定	2,358	【純資産の部】	
		株主資本	2,938,138
無形固定資産	9,608	資本金	1,920,000
諸権利金	1,014	資本剰余金	19
ソフトウェア	7,646	その他資本剰余金	19
ソフトウェア仮勘定	947	利益剰余金	1,020,693
投資その他の資産	88,610	利益準備金	177,992
投資有価証券	19,228	その他利益剰余金	842,701
関係会社株式	16,577	繰越利益剰余金	842,701
繰延税金資産	35,564		
その他	17,240	自己株式	△2,574
		評価・換算差額等	2,778
		その他有価証券評価差額金	2,778
資産合計	5,983,895	純資産合計	2,940,916
		負債及び純資産合計	5,983,895

損益計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

科 目	金 額	
	千円	千円
売上高		3,459,267
売上原価		2,845,248
売上総利益		614,019
販売費及び一般管理費		553,327
営業利益		60,691
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,807	
助成金収入	30,460	
保険差益	20,336	
その他の収益	4,922	58,527
営業外費用		
支払利息	9,344	
その他の費用	1,797	11,142
経常利益		108,076
特別利益		
投資有価証券売却益	36,900	36,900
特別損失		
固定資産除却損	11,270	11,270
税引前当期純利益		133,706
法人税，住民税及び事業税	52,733	
法人税等調整額	△7,755	44,978
当期純利益		88,727

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
2021年4月1日残高	1,920,000	19	19	177,992	753,973	931,965
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						
当期純利益					88,727	88,727
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	88,727	88,727
2022年3月31日残高	1,920,000	19	19	177,992	842,701	1,020,693

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2021年4月1日残高	△2,574	2,849,410	1,541	1,541	2,850,951
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					
当期純利益		88,727			88,727
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)			1,237	1,237	1,237
事業年度中の変動額合計	—	88,727	1,237	1,237	89,965
2022年3月31日残高	△2,574	2,938,138	2,778	2,778	2,940,916

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

日東化工株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木達也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川端孝祐

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日東化工株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価して、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査致しました。又、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保する為の体制、当社並びにその子会社から成る企業集団に於ける業務の適正性を確保する為の体制に必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、且つ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。又、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われる事を確保する為の体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。又、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

令和4年5月11日

日東化工株式会社		監査役会
常勤社外監査役	大井克之	ⓧ
社外監査役	森本雄二	ⓧ
監査役	横山和典	ⓧ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、今後とも収益力の向上と経営基盤の強化に努めるとともに、利益配分につきましては業績の見通し、配当性向、内部留保の水準などを総合的に判断しながら、長期にわたり安定的な配当を維持継続していくことを基本方針としております。

また、内部留保につきましては、生産設備等投資など企業体質強化に活用し、長期安定的に株主の皆様のご期待に沿うよう努力してまいります。

第95期の期末配当につきましては、当社の最近の業績動向を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額は19,187,410円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> <u>第17条 本公司は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	（削除）

第3号議案 取締役4名選任の件

当社取締役は、本総会終結の時をもって、全員（4名）任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	さかした たかひろ 坂下尚彦 (1963年11月24日)	<p>1986年4月 大阪曹達(株) (現、(株)大阪ソーダ) 入社</p> <p>2003年4月 同社機能材事業部技術開発部主席</p> <p>2005年4月 同社機能材事業部事業企画グループ主席</p> <p>2007年7月 同社上海事務所所長</p> <p>2014年4月 ダイソーエンジニアリング(株)代表取締役社長</p> <p>2014年12月 (株)INBプランニング常務取締役</p> <p>2018年2月 (株)大阪ソーダ機能材事業部長付</p> <p>2018年4月 当社顧問</p> <p>2018年6月 当社取締役製造部・生産管理部・環境安全品証部所管兼新規顧客開発補佐</p> <p>2019年4月 当社取締役製造部・生産管理部所管・新規顧客開発補佐</p> <p>2020年4月 当社取締役社長 現在に至る</p> <p>[選任理由] 坂下尚彦氏は、取締役社長として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督を適切に行っております。取締役会においては、経営上重要な案件について十分かつ適切な説明を行い、取締役会の意思決定機能を高めております。</p> <p>これらのことから、株主からの経営の付託に応えられる豊富な経験と高い知識と見識を有し、取締役の職務を全うできる人材で、かつ経営者にふさわしい人格を兼ね備えた同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</p>	1,108株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
2	かじ の たく や 楫 野 卓 也 (1974年3月1日)	<p>1996年4月 ダイソー(株) (現、(株)大阪ソーダ) 入社</p> <p>2010年7月 サンヨーファイン(株)管理部 課長</p> <p>2011年9月 ダイソーエンジニアリング(株)業務管理部 主席代理</p> <p>2012年9月 ダイソー(株) (現、(株)大阪ソーダ) 管理 本部 管理部主席</p> <p>2013年10月 同社購買部主席</p> <p>2014年10月 同社管理本部管理部次長</p> <p>2015年10月 同社管理本部管理部長</p> <p>2017年1月 同社管理本部長</p> <p>2018年7月 当社理事管理部所管</p> <p>2020年6月 当社取締役管理部所管 現在に至る</p> <p>[選任理由]</p> <p>楫野卓也氏は、(株)大阪ソーダにおける管理部門の要職を歴任しており、豊富な業務経験と的確な意思決定を行う幅広い知識と見識を有しております。</p> <p>なお、同氏は、当社取締役管理部所管として豊富な業務経験に基づいた適切な判断力、決断力を発揮しており、当社の取締役としてふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	2,191株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
3	い な ば よ し ひ さ 稲 葉 芳 久 (1948年8月30日)	<p>1973年4月 モービル石油(株)入社</p> <p>2000年6月 (有)アイエヌビイプランニング(現、(株)I N Bプランニング) 創業代表取締役(現任)</p> <p>2010年12月 艾恩比橡塑科技(湖州)有限公司董事長(現任)</p> <p>2018年6月 当社社外取締役 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>(株)I N Bプランニング代表取締役 艾恩比橡塑科技(湖州)有限公司董事長</p> <p>[選任理由及び期待される役割の概要]</p> <p>稲葉芳久氏は、化学会社の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社においても有益なアドバイスをいただいていることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	一株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
4	とりいむねとも 鳥井宗朝 (1952年3月3日)	<p>1976年4月 松下電工(株) (現、パナソニック(株)) 入社</p> <p>2003年12月 同社経営執行役</p> <p>2006年4月 同社常務取締役電子材料本部長</p> <p>2010年4月 同社専務取締役電子材料本部長</p> <p>2012年10月 ダイソー(株) (現、(株)大阪ソーダ) 執行 役員営業本部副本部長</p> <p>2013年6月 同社取締役上席執行役員機能材事業部 長</p> <p>2015年6月 東洋合成工業(株)社外取締役</p> <p>2021年6月 当社社外取締役</p> <p>現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 東洋合成工業(株)社外取締役</p> <p>[選任理由及び期待される役割の概要] 鳥井宗朝氏は、上場企業の経営者としての豊富な 経験と幅広い見識を有しており、当社においても有 益なアドバイスをいただいていることから、引き続 き取締役候補者といたしました。</p>	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はございません。
2. 稲葉芳久及び鳥井宗朝の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 稲葉芳久及び鳥井宗朝の両氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、稲葉芳久氏は4年、鳥井宗朝氏は1年となります。
4. 所有する当社の株式の数には、役員持株会における持分を含んでおります。
5. 当社は、稲葉芳久及び鳥井宗朝の両氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする内容の責任限定契約を締結しております。稲葉芳久及び鳥井宗朝の両氏の再任が承認された場合、両氏との間の当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たに監査法人薄衣佐吉事務所を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

監査役会が監査法人薄衣佐吉事務所を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人に必要とされる専門性、独立性および品質管理体制等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2022年3月31日現在)

名 称	監査法人薄衣佐吉事務所		
事 務 所	東京都文京区本郷2-10-9 富士ビル5F		
沿 革	1948年9月 薄衣会計事務所を創立 1952年11月 薄衣公認会計士事務所に改称 1965年5月 薄衣共同公認会計士事務所に組織変更 1974年12月 監査法人薄衣佐吉事務所を設立 1976年3月 事務所を文京区本郷に移転 現在に至る		
概 要	構成人員	社員（公認会計士）	5名
		職員（公認会計士）	5名
		（公認会計士合格者）	1名
		（その他の職員）	3名
		合 計	14名
	関与会社		39社

以 上

株主総会会場ご案内図

〒253-0111 神奈川県高座郡寒川町一之宮六丁目1番3号

日東化工株式会社 本社事務所 3F会議室

電話 0467 (74) 3111 (代)



〈交通機関〉

JR東日本 東海道線 茅ヶ崎駅乗換

イ 相模線 海老名、橋本、八王子行 寒川駅下車徒歩15分

ロ 神奈川中央交通バス 茅ヶ崎駅北口5番発・寒川駅南口行
笠谷入口 (53系統) 又は一之宮小学校入口 (54系統) 下車
停留所より徒歩3分

車 東名高速道路 厚木インターより20分